

ぬま建司の大綱質疑の結果概要

第42号議案 財産の取得

6月16日に大綱質疑 19日に文教厚生委員会で審査

本議案は、古賀市小中学校8校体育館LED照明導入に伴い、照明器具一式を「所有権簿付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡」という方法で、東京ベンチュリー株式会社と3075万6千円で賃貸借契約を締結しようというものである。将来的に無償譲渡を受けるという案件を財産の取得案件として議会の議決対象としたケース初めてのケースと言えるのではないかと、そこで、以下3点について市長の見解を求める。

ぬま: ①賃貸借契約期間終了後の無償譲渡という文言が仕様書にある賃貸借契約を、財産の取得案件として議決対象とすることについて、いつから検討し、いつ、どの場で結論に達したか。最終判断の根拠について。

田中市長: 本年3月頃から検討し、5月11日の市議会の議論を経て、5月18日の市長決裁により決定した。今回の「所有権簿付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡」は、物件を譲渡する前提で、賃貸借期間の満了をもって当該物件の所有権を市に帰属するという契約であり、実質的に所有権留保の借地販売と考えられ、動産の買入と類すると解釈されること。また、「議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条で規定する財産の取得予定価格2000万円以上該当することから、財産の取得として議会の議決が適切であると判断した。

<コメント> 今回のような議案初めての質疑したところ、総務部長は、リース後の無償譲渡というケースはあったが2000万円を超えるという金額は今回が初めてであり、3月頃から検討したと答弁。自治体によって動産の買入と解釈しないところもあるが古賀市は議決が適切だと判断したと答弁。「議会の議決すべき契約及び財産の取得に関する条例」を改正する必要があるのではないかと質疑したところ、野村副市長は、条文の解釈で対応しているので改正の必要はないと答弁した。

ぬま: ②入札参加企業8社のうち、6社が辞退したという事態をどう説明するか。

田中市長: 指名競争入札を行う際、本市の競争入札参加資格申請の際に提出していた各営業経書や各事業者のホームページに掲載されている納品実績等を参考に、対応が可能と判断した8社を選定したところ、事前把握困難な個々の業者の事情により結果的に6社の辞退となったものである。

ぬま: ③3075万6千円という賃貸借契約金額について、令和5年度当初予算との関連はどうか。古賀市小中学校8校体育館LED照明導入に伴う照明器具一式を直購購入する場合の経費等との比較検討は行っているか。「所有権簿付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡」という方法が財政や業務量にとってどのようなメリットがあるのか。

田中市長: 今回の契約金額の、3075万6千円は、5年間の長期継続契約の総額であり、令和5年度の当初予算では、10款1項5目学校管理費のうち、13節使用料及び賃借料にて、令和5年度に発生する6か月分の356万7千円を計上している。

また、照明器具一式を施工した場合との比較検討は行っており、賃貸借による方法の優位性を確認している。

次に、「所有権簿付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡」という方法における財政面や業務量でのメリットは、財政面では導入にかかる予算の平準化が図られることや、8校同時整備による電気料金の削減が挙げられる。業務面では、一斉整備により、水銀灯の生産中止に伴う照明器具の枯渇リスクを回避でき、また、リース会社による、工事の技術的確保、工事中の管理、さらに5年間のリース期間内の保守管理が行われることが挙げられる。